

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	2
◎漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例	2
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	3
◎ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例	4
◎高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例	4
◎高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	4
◎高知県漁港管理条例の一部を改正する条例	5

公布された条例のあらまし

◆知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

1 条例改正の目的

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和2年政令第217号）の施行による地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の一部改正を考慮し、解職請求の対象から除外される海区漁業調整委員会の委員について、県に対する損害を賠償する責任の限度額の算定に係る区分の変更をすることとした。

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

◆漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（高知県条例第42号）

1 条例改正の目的

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による漁業法（昭和24年法律第267号）の一部改正に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第43号）

1 条例改正の目的

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）の施行による覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正等並びに家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の一部改正に伴い、これらの法律の引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◆ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（高知県条例第44号）

1 条例改正の目的

県内におけるさばふぐ及びよりとふぐの既存取扱者の事業の継続及び流通の維持を図るため、知事が行う講習を受講して、さばふぐ及びよりとふぐに関して必要な知識を習得している者が業としてさばふぐ及びよりとふぐの処理に従事し、その者が処理したさばふぐ及びよりとふぐを食品として販売することができることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第45号）

1 条例改正の目的

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）が一部改正されたことを考慮し、高知県立高等技術学校が実施する普通課程及び短期課程の普通職業訓練の基準について、訓練の実施を通信の方法により行う際に添削指導及び面接指導を必要に応じて行うこととするよう必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第46号）

- 1 条例改正の目的
肥料取締法（昭和25年法律第127号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理等を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、令和2年12月1日から施行することとした。

◆高知県漁港管理条例の一部を改正する条例（高知県条例第47号）

- 1 条例改正の目的
田ノ浦漁港に整備する製氷貯氷施設の管理を指定管理者に行わせることができることとするとともに、当該製氷貯氷施設の使用料及び利用料金の額を定める等必要な改正を行うこととした。
- 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

条 例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第41号

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員」を「又は監査委員」に改め、同号ウ中「収用委員会の委員」を「収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第15条第2項の規定により在任するものとされた海区漁業調整委員会の委員に係る損害賠償責任を免れさせる額については、この条例による改正後の知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第42号

漁業法等の一部を改正する等の法律の施行による漁業法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部改正）

第1条 恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第10号中「第85条第6項」を「第137条第6項」に、「第109条」を「第151条」に、「第132条」を「第173条」に改める。

（高知県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第44条の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額

1 法第57条第1項又は第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料	2,900円
2 法第58条において読み替えて準用する法第47条又は法第119条第1項の規定に基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可の変更の許可の申請に対する審査	5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料	2,400円
3 法第69条第1項の規定に基づく漁業権の免許の申請に対する審査	漁業権免許申請手数料	3,700円
4 法第72条第6項の規定に基づく団体漁業権の共有の認可の申請に対する審査	団体漁業権共有認可申請手数料	3,700円
5 法第76条第1項の規定に基づく漁業権の分割又は変更の免許の申請に対する審査	漁業権分割変更免許申請手数料	2,500円
6 法第78条第2項の規定に基づく個別漁業権を目的とする抵当権の設定の認可の申請に対する審査	個別漁業権抵当権設定認可申請手数料	1,200円
7 法第79条第1項ただし書の規定に基づく個別漁業権の移転の認可の申請に対する審査	個別漁業権移転認可申請手数料	1,200円
8 法第88条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく休業中の個別漁業権の内容たる漁業の許可の申請に対する審査	休業中の漁業許可申請手数料	2,500円

（高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例の一部改正）

第3条 高知県漁港区域内における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条第1項」を「第60条第1項」に改める。

（高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例の一部改正）

第4条 高知県港湾区域内等における行為の規制に関する条例（平成11年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第15条中「第6条第1項」を「第60条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第43号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条（見出しを含む。）中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に改め、同条の表1の項中「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定の」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定の」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定申請手数料」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定申請手数料」に改め、同表2の項中「覚せい剤施用機関の」を「覚醒剤施用機関の」に、「覚せい剤施用機関指定申請手数料」を「覚醒剤施用機関指定申請手数料」に改め、同表3の項中「覚せい剤研究者の」を「覚醒剤研究者の」に、「覚せい剤研究者指定申請手数料」を「覚醒剤研究者指定申請手数料」に改め、同表4の項中「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤原料取扱者の」を「覚醒剤原料取扱者の」に、「覚せい剤原料取扱者指定申請手数料」を「覚醒剤原料取扱者指定申請手数料」に改め、同表5の項中「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤原料研究者の」を「覚醒剤原料研究者の」に、「覚せい剤原料研究者指定申請手数料」を「覚醒剤原料研究者指定申請手数料」に改め、同表6の項中「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤製造業者、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者又は覚せい剤原料製造業者の指定証の」を「覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者又は覚醒剤原料製造業者の指定証再交付手数料」に改め、同表7の項中「において」を「において読み替えて」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証の」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証の」に、「覚せい剤施用機関、覚せい剤研究者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定証再交付手数料」を「覚醒剤施用機関、覚醒剤研究者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定証再交付手数料」に改める。

第19条の表15の項中「第14条第6項（同条第9項）を「第14条第7項（同条第13項）に改め、同表16の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表17の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改める。

第37条の表中

4 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
5 法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円

6 法第32条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円
------------------------------	------------------	--------

を「

4 法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の書換え交付	家畜人工授精師免許証書換え交付手数料	1,700円
--------------------------------	--------------------	--------

5 法第23条の規定に基づく家畜人工授精師免許証の再交付	家畜人工授精師免許証再交付手数料	1,700円
------------------------------	------------------	--------

6 法第24条の規定に基づく家畜人工授精所の開設の許可の申請に対する審査	家畜人工授精所開設許可申請手数料	5,700円
--------------------------------------	------------------	--------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第37条の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。



ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月20日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第44号

ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

ふぐ取扱い条例の一部を改正する条例（令和2年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「改正規定は」を「改正規定並びに次項から附則第4項までの規定は」に改め、附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の4項を加える。

（さばふぐ及びよりとふぐの販売、処理等の取扱いに関する経過措置）

- この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下同じ。）の施行の際現に知事が行うさばふぐ及びよりとふぐの販売、処理等に関する講習を受講し、さばふぐ及びよりとふぐに関して必要な知識を習得している者（以下「さばふぐ等取扱者」という。）は、この条例による改正後の高知県ふぐ取扱条例（次項において「新条例」という。）第9条の規定にかかわらず、業としてさばふぐ又はよりとふぐの処理に従事することができる。ただし、さばふぐ及びよりとふぐを適切に処理することができないと知事が認めたとさばふぐ等取扱者については、業としてさばふぐ又はよりとふぐの処理に従事することができない。
- 新条例第10条に規定する営業者は、同条本文の規定にかかわらず、さばふぐ等取扱者が処理したさばふぐ又はよりとふぐを食品として販売し、又は供与することができる。ただし、さばふぐ及びよりとふぐを適切に処理することができないと知事が認めたとさばふぐ等取扱者が処理したさばふぐ又はよりとふぐについては、食品として販売し、又は供与することができない。
- 前2項に定めるもののほか、さばふぐ等取扱者に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。
（準備行為）
5 前3項の規定の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月20日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第45号

高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県立高等技術学校が実施する普通職業訓練の基準等を定める条例（平成24年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「添削指導及び面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

第6条第1項第3号中「添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導」を「、必要に応じて添削指導若しくは面接指導又はその両方」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月20日

高知県知事 瀨田 省司

高知県条例第46号

高知県手数料徴収条例及び高知県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（高知県手数料徴収条例の一部改正）

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第32条（見出しを含む。）中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同条の表1の項中「第4条第1項又は第2項」を「第4条第1項又は第3項」に改める。

（高知県住民基本台帳法施行条例の一部改正）

第2条 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1の27の項中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和2年10月20日

高知県知事 濱田 省司

高知県条例第47号

高知県漁港管理条例の一部を改正する条例

高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。
第14条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、知事が特に認めた使用料については、知事が別に定める方法により、その使用後において徴収することができる。
第25条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を得た利用料金については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める方法により、その利用後において納付させることができる。

第38条中「指定管理者」を「指定管理者又は利用者」に改める。

別表第1の2の表中

船舶保管施設	漁船以外の船舶の陸置き	1隻の船長1フィート	月額	650円
--------	-------------	------------	----	------

を

船舶保管施設	漁船以外の船舶の陸置き	1隻の船長1フィート	月額	650円
製氷貯氷施設	給氷	50キログラム	1回当たり	500円

に改め、同表中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6の次に次のように加える。

7 1回当たりの使用量で、50キログラム未満であるもの又は50キログラムの端数のあるものは、当該使用量又は当該端数を50キログラムとして計算する。

別表第3中

宇佐漁港	第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設のうち係留施設及び船舶保管施設
------	---

を

宇佐漁港	第8条第1項第1号の規定により知事が指定する施設のうち係留施設及び船舶保管施設
------	---

田ノ浦漁港	製氷貯氷施設
-------	--------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。